

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年6月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	7件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	7件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700003号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700039号

第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成7年8月1日から平成8年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成7年8月から平成8年9月までの標準報酬月額については、9万8,000円から17万円とする。

平成7年8月から平成8年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における平成8年10月1日から平成9年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年10月から平成9年4月までの標準報酬月額については、9万8,000円から16万円とする。

平成8年10月から平成9年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年10月から平成9年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和51年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年8月1日から平成9年5月1日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されており、実際の給料の支給額と異なっているため当該期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成7年8月1日から平成8年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、A社における請求者の標準報酬月額は、当初、

平成7年8月から同年11月までは17万円と記録されていたところ、平成7年12月18日付けで平成7年10月1日の定時決定を取り消した上、平成7年8月1日に遡及して標準報酬月額を9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社において被保険者記録のある同僚25人についても、請求者と同日の平成7年12月18日付けで標準報酬月額を9万8,000円に減額訂正されていることが確認できるところ、複数の同僚から提出された給料明細書によれば、請求期間について、遡及訂正が行われる前の期間とおおむね同額の給料額が支払われており、給料額が減額されている者は確認できない。

さらに、請求期間にA社において給料計算及び社会保険事務を担当していた同社の事業主の妻は、当時、厚生年金保険料を滞納していたため、従業員の給料を減額していないにもかかわらず、標準報酬月額を遡って減額する届出を行った旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成7年12月18日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、請求者について平成7年8月1日に遡って標準報酬月額の減額を行う合理的な理由はなく、当該遡及訂正処理について有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該遡及訂正処理の結果として記録されている請求者の平成7年8月から平成8年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初に届け出た17万円に訂正することが必要である。

- 2 請求期間のうち、平成8年10月1日から平成9年5月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間の標準報酬月額は、上述の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）において9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、上述の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、請求者は、請求期間に給料が下がったことがないと陳述しているところ、上述の事業主の妻は、当該期間について、従業員の標準報酬月額を減額する届出を行ったが、実際の従業員の給料は引き下げず、同じ額の給料を支払っており、厚生年金保険料についても、標準報酬月額を減額する前と同じ額の控除を引き続き行っていたと陳述している。

また、請求者と同日に標準報酬月額の遡及訂正処理が行われている複数の同僚から提出された給料明細書によれば、請求期間の給料額は、遡及訂正が行われる前の期間とおおむね同額の給料額が引き続き支払われており、厚生年金保険料についても、遡及訂正が行われる前の期間と同額の控除が引き続き行われていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者の請求期間について、遡及訂正が行われる前の期間とおおむね同額の給料額が引き続き支払われ、厚生年金保険料についても、遡及訂正が行われる前の期間と同額の控除が引き続き行われていたことが推認できる。

したがって、請求者の平成8年10月から平成9年4月までの標準報酬月額については、複数の同僚に係る給料明細書において推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から16万円とすることが妥当である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の妻は、平成8年10月から平成9年4月までの期間について、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を9万8,000円とする厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成8年10月から平成9年4月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700010号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700040号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額を35万円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和48年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年12月

請求期間において、A社より賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。年金額に反映するように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者が所持する預金通帳、複数の同僚から提出された賞与支給明細書、金融機関から提出された同僚の取引明細表及びA社の代表取締役の陳述から判断すると、請求者は、同社から当該期間に賞与が支給され、事業主により厚生年金保険料を控除されていたと推認できる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上述の請求者の預金通帳により確認できる振込額及び複数の同僚の賞与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、35万円とすることが妥当である。

さらに、請求期間に係る賞与の支払日については、請求者が所持する預金通帳の振込日から、平成18年12月8日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700016号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700041号

第1 結論

請求者のA社における平成7年7月1日から平成8年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成7年7月から平成8年7月までの標準報酬月額については、9万8,000円から28万円とする。

平成7年7月から平成8年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年7月1日から平成8年8月1日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されており、実際の給料の支給額と異なっているので当該期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、A社における請求者の標準報酬月額は、当初、平成7年7月から同年11月までは28万円と記録されていたところ、平成7年12月18日付けで平成7年10月1日の定時決定を取り消した上、平成7年7月1日に遡及して標準報酬月額を9万8,000円に減額訂正され、平成7年10月の定時決定についても9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社において被保険者記録のある同僚25人についても、請求者と同日の平成7年12月18日付けで標準報酬月額を9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。複数の同僚から提出された給料明細書によれば、請求期間について、遡及訂正が行われる前の期間とおおむね同額の給料額が支払われており、給料額が減額されている者は確認できない。

さらに、請求期間にA社において給料計算及び社会保険事務を担当していた同社の事業主の妻は、当時、厚生年金保険料を滞納していたため、従業員の給料を減額していないにもかかわらず、標準報酬月額を遡って減額する届出を行っ

た旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成7年12月18日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について平成7年7月1日に遡って標準報酬月額の減額を行う合理的な理由はなく、当該遡及訂正処理について有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該遡及訂正処理の結果として記録されている請求者の平成7年7月から平成8年7月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初に届け出た28万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700022号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700042号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和18年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

請求期間において、A社より賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社の回答及び同社から提出された請求期間に係る賞与支給明細表並びにB健康保険組合から提出された適用台帳により、請求者は、当該期間に同社から賞与(540万円)が支給され、事業主により標準賞与額の上限額である150万円に見合う厚生年金保険料(10万1,850円)を控除されていたことが確認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与支給明細表及び適用台帳により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払日については、上述の適用台帳により確認できる賞与支給日から、平成15年7月4日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明

らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700045号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700043号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を25万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

請求期間において、A社より賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与支給明細書(2003年7月分)及びB健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳により、請求者は、当該期間にA社から賞与(25万5,000円)が支給され、事業主により当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万7,314円)を控除されていたことが確認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与支給明細書及び適用台帳により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、25万5,000円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払日については、上述の適用台帳により確認できる賞与支給日から、平成15年7月4日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料

及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600749 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1700045 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 21 年 7 月 10 日の標準賞与額を 18 万円に訂正することが必要である。

平成 21 年 7 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 21 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 7 月 10 日

預金通帳により、請求期間について A 社から賞与の支払を受けていたことは確かである。しかし、当該賞与の記録がないので、記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及び複数の同僚の賞与明細書により、請求者は、請求期間において A 社から 18 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (1 万 3,815 円) を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 21 年 7 月 10 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700009号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700046号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成21年7月10日は8万円、平成22年7月12日は12万円、平成22年12月10日は14万円に訂正することが必要である。

平成21年7月10日、平成22年7月12日、平成22年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年7月10日、平成22年7月12日、平成22年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年7月10日
② 平成22年7月12日
③ 平成22年12月10日

請求期間について、A社から賞与の支払を受けていたにもかかわらず、賞与の記録がないので、記録を訂正して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及び取引推移一覧表並びに同僚の訂正請求時に提出された賞与支給明細書により、請求者は、A社から請求期間①は8万円、請求期間②は12万円、請求期間③は14万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は6,140円、請求期間②は9,422円、請求期間③は11,241円)を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年7月10日、平成22年7月12日及び平成22

年 12 月 10 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700049号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700044号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年12月

請求期間にA社より賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録してほしい。

第3 判断の理由

商業登記簿謄本によれば、A社は、既に解散していることが確認できるところ、請求期間の賞与の支給状況等について、同社の代表取締役であった二人に照会したものの、不明の旨陳述している上、同社の分割先の事業所に照会しても請求期間の賞与に係る資料を得ることができない。

また、請求者は、請求期間に係る賞与明細書を所持していないとしているところ、金融機関から提出された取引明細表によれば、A社より請求者の口座に給与が振り込まれていることが確認できるものの、請求期間に同社より賞与が振り込まれた記録はない。

さらに、請求期間に係る課税資料について、請求者が居住するB市は、保存期限経過のため資料はないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。